

第7章 第5章及び第6章の意見についての
事業者の見解

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7-1 環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示した環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と事業者の見解は、表7-1に示すとおりである。

表7-1(1) 環境の保全の見地から意見を有する者の意見と事業者の見解

分野	意見の概要	事業者の見解
事業計画	P153. 埼玉県環境基本条例に対する配慮事項として、周辺の住環境や田園環境と調和した田園都市を形成するとうたっているが、田園を壊しての町づくりはこの配慮にまったく応じておらずむしろ反対のことをしていると考える。	計画地は、JR武蔵野線吉川美南駅前という立地条件から、吉川市都市計画マスタープランにおいて『複合新拠点』として位置づけられ、商業・住宅・行政サービス等の複合的な機能をもつ土地利用が期待されています。 この方針に基づき事業を進めるにあたっては、周辺の環境に配慮した市街地が形成されるよう計画していきます。
事業計画	P9. (1) -①②、(2) -①について、建設機械、資材運搬の排出ガス対策型の機種、最新排出ガス規制適合車、低騒音低振動型の建設機械の使用については、“努める”と言う努力目標ではなく、使用することという義務とされたい。	工事の実施にあたっては、建設機械、資材運搬の排出ガス対策型の機種、最新排出ガス規制適合車、低騒音低振動型の建設機械の使用を徹底していきます。
事業計画	P80～84. P5で示された地図では産業ゾーンとされている場所のすぐ近くに、北谷小学校、吉川美南高校、埼玉葛クリニック、青葉保育園、第二保育所と、大気汚染、土壌汚染にとくに気にすべき施設が多数存在している。ここに産業ゾーンを配置するのはいかがなものか。再考願いたい。	産業ゾーンに誘致する企業は現段階で具体的に決まっておりませんが、「第2章 都市計画対象事業の目的及び内容 2-6 都市計画対象事業の実施方法 2. 進出企業の業種」に示す業種を想定し、周辺地域への影響について予測評価を行いました。また、その結果を踏まえたうえで、適切な環境保全措置の検討を行いました。
事業計画	全体的にこの計画は古き良き田園風景を壊してまで形成するほどのことではなく誠に安易な町づくりであると考える。 この広い土地の活用は一部の人間のみで考えるのではなく、市民で考えるべき事である。 いずれにしても今の環境保全の見地から、マイナスになることはあってもプラスになるような計画ではない。	複合新拠点の形成を図る本計画は、パブリックコメントの実施等、市民意向を踏まえながら策定された吉川市都市計画マスタープランに位置づけられています。 本事業はこの方針に基づき、計画的な都市基盤整備及び土地利用増進を図り、無秩序な市街地の拡大による環境の悪化を防止していきます。

表 7-1 (2) 環境の保全の見地から意見を有する者の意見と事業者の見解

分野	意見の概要	事業者の見解
景観	<p>P15. 景観について、計画地及びその周辺は水田等の耕作地が残っていることから、これらの景観をそこなうことのないよう、環境影響評価項目として選定されたい。</p>	<p>ここでの「景観資源」は、自然的、あるいは歴史的な価値がある景観資源を対象としており、計画地及びその周辺にはそれに該当する資源は存在しないため、予測・評価項目に選定していませんが、計画地周辺の景観特性である田園景観については、「眺望景観」として調査、予測及び評価を行いました。</p>
景観	<p>P118. 吉川市は「埼玉県景観条例」に基づき一般課題対応区域とされていることから、安易な都市開発はすべきではない。</p>	<p>吉川市は、景観法第8条に基づき定められた「埼玉県景観計画」での「一般課題対応区域」に該当します。</p> <p>この区域では、良好な景観形成を誘導するため、一定規模以上の建築物等に対する、外観の色彩等について規制していることから、計画地における進出企業等に周知をし、周辺の地域景観との調和に配慮していきます。</p>
その他	<p>P67. 美南南口の開発で人口は増えていると考える。資料は平成22年と3年も古いものを使用しており、最新の資料を参考とされたい。</p>	<p>人口推移の集計の元となるデータは、総務省統計局によって行われている「国勢調査」の結果を用いております。</p> <p>国勢調査は、5年毎に実施されており、調査計画書作成時点では、平成22年が最新の調査実施年となるため、記載のデータが国勢調査では最新のものとなります。</p> <p>なお、本環境影響評価準備書では、最新である平成27年の国勢調査結果（ただし速報値）を掲載いたしました。</p>

7-2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示した埼玉県知事からの意見と事業者の見解は、表7-2に示すとおりである。

表7-2(1) 埼玉県知事からの意見と事業者の見解

番号	分野	質問・意見等	事業者の見解
1. 事業計画について			
		事業計画は、計画地周辺の田園環境と調和した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。	<p>本事業においては進出企業等に対し、「埼玉県景観計画」で規定される規制や届出について遵守するよう要請する方針であるとともに、「一般課題対応区域・田園区域」で守るべき特性である「郷土性豊かな田園景観の広がり」に配慮し、公園と調整池との一体的な整備による緑と水辺の空間形成など、周辺の地域景観と調和した計画としています。</p> <p>工事工程については「第2章 都市計画対象事業の目的及び内容」の「2-5 都市計画対象事業の実施期間」及び「4 造成計画」に示すとおり、計画地を区割りし、急激な環境変化が生じないように、約9年かけ区割り毎に順次造成していく計画としています。</p>
2. 調査、予測及び評価について			
(1)	全般的事項	計画地内の利用区分を設定し、立地予定企業の事業内容を把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。	立地予定企業は現段階で具体的に決まっておりませんが、「第2章 都市計画対象事業の目的及び内容 2-6 都市計画対象事業の実施方法 2. 進出予定企業等計画」に示す業種を想定し、周辺地域への影響について予測評価を行いました。また、その結果を踏まえたうえで、適切な環境保全措置の検討を行いました。
(2)	悪臭	計画地内の住宅ゾーンにおける産業ゾーンからの影響を評価するため、産業ゾーンの南側に調査地点を追加すること。	「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10-4 悪臭 1. 調査 2) 調査地域・地点」に示すとおり、産業ゾーン南側に調査地点(St. 4)を追加しました。
(3)	水質	事業実施後の上第二大場川及び調整池の水質について、予測及び評価を行うこと。	<p>供用時における計画地内の汚水については、下水道に接続するため、上第二大場川への流出はありません。また、現況の農業用排水がなくなるため、平常時における計画地からの汚濁負荷は、現況より減るものと考えられます。</p> <p>雨水については、調整池で貯留してから上第二大場川に放流する計画ですが、降雨後、ポンプにより速やかに放流するため、水質への影響は殆どないと考えられます。</p> <p>以上より、供用時の水質については予測及び評価項目として選定しませんでした。</p>

表 7-2(2) 埼玉県知事からの意見と事業者の見解

番号	分野	質問・意見等	事業者の見解
(4)	動物	保全すべき種については、定量的な調査、予測及び評価を行うこと。	本環境影響評価準備書では、保全すべき種の一つであるタヌキについて、ベイトマーキング法による調査を実施し行動圏の範囲を推定するなど、定量的な調査、予測及び評価を行いました。
3. 環境保全措置について			
(1)	悪臭、水質	予測の結果、上第二大場川及び調整池において悪臭が発生し住環境への影響の恐れがある場合、水質保全措置を講ずること。	上第二大場川について、現状で滞留している区間近傍に調査地点(St.3)を追加し、悪臭の現況を把握するとともに、調整池を含めて予測及び評価を行い、水質保全措置の必要性について検討しました。
(2)	水象	透水性舗装等を導入し、地下水涵養に配慮すること。	地下水浸透については、事業計画において、公園・緑地等を計画し、地下水涵養に配慮した計画としました。また、「吉川市まちづくり整備基準条例」に基づき、宅地開発に際して各戸に雨水浸透枳の設置を促進する方針としています。
(3)	地盤	地域特性を勘案の上、液状化や地盤沈下等の防止に配慮すること。	地盤については、造成による周辺地盤への影響について予測評価を行うとともに、造成計画策定にあたって液状化解析を実施し、必要となる対策を反映した造成を行っていく方針としています。
(4)	動物、植物、生態系	公園、緑地計画については、動物及び植物の調査結果を踏まえ、生息地の創出を行うこと。また、生息地の設計にあたっては機能の他、景観面からも検討を加えること。	動植物の生育・生息地の創出のため、以下の事項に配慮した計画としました。 <ul style="list-style-type: none"> ・動物への餌資源供給にもなる植栽樹種の選定に努める。 ・調整池や公園には修景機能を持たせるとともに、鳥類や湿性植物等の新たな生息・生育環境を確保する。 ・事業の実施により失われる緑の量については、新たな公園・緑地等により代償面積を確保する。